

西播朝鮮初中級学校就学援助費支給基準

- 1 西播朝鮮初中級学校就学援助費交付要綱（平成19年7月14日制定）第4条に規定する援助費の支給額は、次表のとおりとする。

学用品費等	初級部（全員）	12,000 円
	中級部（全員）	21,000 円
新入学児童生徒学用品費	初級部（1 学年）	16,000 円
	中級部（1 学年）	18,000 円
泊付校外活動費	初級部（行事参加者）	交通費及び見学料の実費 (限度額 1,000 円)
	中級部（行事参加者）	交通費及び見学料の実費 (限度額 5,000 円)
修学旅行費	初級部(行事参加者)	実 費 (限度額 21,190 円)
	中級部(行事参加者)	実 費 (限度額 57,290 円)
通 学 費	初級部	18,000 円
	中級部（公共交通機関利用者）	実費（限度額 18,000 円）

- 2 学用品費等及び通学費は11月と3月に2分の1ずつ支給し、新入学児童生徒学用品費、泊付校外活動費及び修学旅行費は11月に支給する。
- 3 当該年度の途中で、援助費の対象者の要件に該当した場合又は該当しなくなった場合の学用品費等及び通学費は、当該事由に該当した月から又は該当しなくなった月までの月割計算とする。